

株式会社寿エンタープライズ
通所介護及び介護予防通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社寿エンタープライズが開設するデイサービスセンター草加（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び介護職員（以下「相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う事によって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。
- 3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| 一. 名称 | デイサービスセンター草加 |
| 二. 所在地 | 埼玉県草加市長栄2丁目20番地1 |
| 三. 事業単位 | 1単位 |
| 四. 定員 | 20人（小規模事業所） |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 一. 管理者兼生活相談員兼介護職員 1人（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供にあたるものとする。
- 二. 生活相談員 1人以上（常勤職員）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三. 看護職員兼機能訓練指導員 1人以上（非常勤職員）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四. 介護職員 3人以上（非常勤職員等）
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五. 機能訓練指導員 1人以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

六. 調理員 1人以上（非常勤職員）

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一. 営業日 月曜日～金曜日迄とする。

（ただし、12月30日から1月3日迄を除く。）

二. 営業時間 8時30分～17時30分迄とする。

三. サービス提供時間 9時25分～16時40分迄とする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等）

第6条 指定通所介護及び介護予防通所介護の内容は、次の通りとし、指定通所介護及び介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び介護予防通所介護が法廷受領サービスであるときは、その1割の額とする。

一. 食事の提供

二. 入浴

三. 日常生活動作の機能訓練

四. 健康チェック

五. 送迎

六. 運動器機能向上（介護予防）

2. 第8条の通常の実施地域を超えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護に要した送迎費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり50円を徴収する。
3. 食事代は、1食あたり（おやつ・デザート代含む）590円を徴収する。
4. おむつ代は、実費（介護度や使用する物により異なる）を徴収する。
5. その他利用者個人で利用・消費するものについては実費を徴収する。
6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、草加市、越谷市、川口市、八潮市の区域とする。

（サービスの利用に当たって留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けて貰うよう指示を行う。

2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一. 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- 二. 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- 三. 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難訓練・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一. 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
 - 二. 継続研修 随時
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社寿エンタープライズ代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月26日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年2月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年3月8日から施行する。
この規程は、平成19年3月21日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年7月1日から施行する。
この規程は、平成20年2月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年7月1日から施行する。
この規程は、平成26年11月21日から施行する。